

「移動の足」確保プロジェクト運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について

実証運行において新たに導入する運行車両について、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「移動円滑化基準」という。）第 43 条の規定に基づき適用除外認定について協議するもの

1. 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）では、原則として、車両の新規導入の際には「移動円滑化基準」に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、一定の条件により、「移動円滑化基準」を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、「移動円滑化基準」の一部が適用除外となります。

2. 対象路線系統

多賀城東部おでかけ実証便

3. 申請者

(株)仙塩交通

4. 適用除外認定を受ける車両の概要

車名	型式	乗車定員	車両寸法 (m)	車両総重量 (kg)
ハイエース コンピューター	3DF-GDH223B	14人	全長5.38×全幅1.88×全 高2.285	3,010

5. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

【移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領】

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

(4) 車両総重量が5 t以下であって乗車定員が23人以下の自動車

【基準の条項及び内容】

番号	条項	内容	基準値	運行車両
1	第37条第2項第2号	乗降口のスロープ	有	無
2	第39条	車いすスペース	有	無
3	第40条第1項	乗降口と車いすスペースとの間の 通路幅	有	無
4	第40条第2項	通路の手すり	3列に1以上	無
5	第41条	運行情報提供設備等	有	無

※ 第37条第2項第1号「乗降口の幅（80cm以上）」、第38条第1項「乗降口の床面（65cm以下）」については、基準値を満たしているため適用除外を受けない。

6. 認定を必要とする理由

(1) 需要に応じた車両サイズの設定

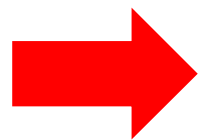
利用実態に見合った持続可能な運行形態を目指すために適切な車両サイズの設定が必要

(2) 狭隘な道路を運行ルートに設定

交通不便地域の解消や「移動の足」確保のために狭隘な生活道路を含むルートの設定が必要

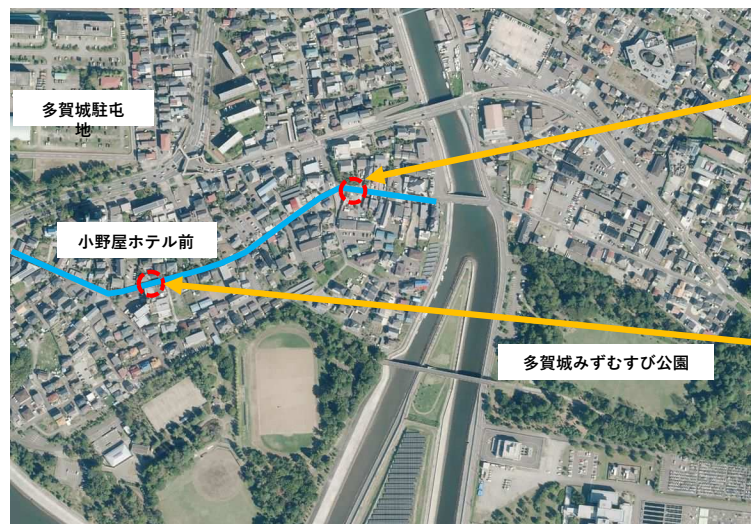
(3) 実証運行の早期着手

活用する国庫補助事業の対象期間内に実証運行へ早期着手する必要がある、移動円滑化基準に適合するための設備整備には相応の期間を要することから、実証運行段階においては必要最小限の設備による運行体制で実施する必要がある



上記の理由から実証運行に適した運行車両である「ハイエースコミューター」を導入するために適用除外の認定を必要とする。

【狭隘な箇所】



7. その他

移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）や福祉輸送事業限定許可（福祉タクシー）による個別の輸送の利用により、移動手段の確保を図ることとします。